

**中小企業等経営強化法に  
基づく導入促進基本計画**

**国同意日 令和5年4月1日**

**千葉県野田市**

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口の推移

野田市の人口は、昭和25年の市制施行時には38,375人でしたが、昭和59年には10万人に達し、平成8年2月13日には12万人に、平成15年6月6日に関宿町との合併により15万人を超え、令和2年4月1日現在では、154,330人となっており、市制施行当時と比べ約4倍となっていますが、平成25年以降、徐々に人口が減少しています。

●表1:人口の推移

(各年4月1日現在)

区分	世帯数	総数	男	女	1世帯 当たり人 員	前年比人 口 増加率(%)
昭和63年	31,549	109,000	54,960	54,040	3.45	1.61
平成元年	32,299	110,910	55,826	55,084	3.43	1.75
8年	38,942	119,803	60,444	59,359	3.08	0.87
9年	39,659	120,379	60,634	59,745	3.04	0.48
15年	54,350	153,353	77,243	76,110	2.82	26.01
16年	54,779	152,952	76,911	76,041	2.79	△0.01
17年	55,724	153,375	77,062	76,313	2.75	0.28
18年	56,814	153,905	77,350	76,555	2.71	0.35
19年	57,897	154,630	77,702	76,928	2.67	0.47
20年	59,320	156,083	78,424	77,659	2.63	0.94
21年	60,452	156,876	78,823	78,053	2.60	0.51
22年	61,250	157,183	78,933	78,250	2.57	0.20
23年	61,950	157,033	78,888	78,145	2.53	△0.10
24年	62,992	157,363	79,112	78,251	2.50	0.21
25年	63,322	156,725	78,706	78,019	2.48	△0.41
26年	63,956	156,124	78,386	77,738	2.44	△0.38
27年	64,609	155,610	78,104	77,506	2.41	△0.33
28年	65,405	155,134	78,003	77,131	2.37	△0.31
29年	66,237	154,772	77,822	76,950	2.33	△0.24

30年	67,122	154,348	77,570	76,778	2.30	△0.27
31年	68,166	154,404	77,653	76,751	2.27	0.04
令和2年	69,151	154,330	77,647	76,683	2.23	△0.05

注：平成15年以前は合併前の野田市の数値を記載している。

平成25年からは外国人登録法の廃止に伴い、住民基本台帳による。

## ②産業の構造

野田市は江戸時代に入り醤油醸造業により発展し、明治以降も町の中心産業として市勢を支えてきた歴史があります。昭和30年代から内陸工業団地が造成され機械・金属・食品・化学等の近代的企業が進出してきたことにより業種も多様化し将来的にも発展する基盤が整えられてきました。

一方商業は、江戸時代より近隣の中心地として発展し栄えてきましたが、近年では、商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっています。

## ●表2：業（大分類）別事業所数及び従業者数

(平成24年2月1日現在、平成26年7月1日現在、平成28年6月1日現在)

産業大分類	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	4,825	54,452	5,078	59,028	4,804	54,393
A～B 農林業	16	194	22	184	19	187
C 鉱業	1	2	—	—	—	—
D 建設業	607	3,271	594	2,927	575	2,930
E 製造業	648	12,281	649	12,577	611	12,207
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	8	115	11	141	4	158
G～H 情報通信業・ 運輸・郵便	245	8,469	274	7,792	274	7,906
I 卸売・小売業、 飲食業	1,657	14,160	1,183	10,986	1,158	9,753
J 金融・保険業	47	679	53	609	46	612
K 不動産業	266	831	266	837	270	923
L～N、Q、R サービス業（学術・宿泊・飲食・娯楽・その他）	928	7,567	1419	11,612	1,360	10,936
O 教育、学習支援	125	2,288	182	3,482	132	2,359

P 医療, 福祉	277	4,595	401	6,876	355	6,422
S 公務 (他に分類されないもの)	—	—	24	1,005	—	—

資料：行政管理課「経済センサス基礎調査」、「平成24年経済センサス活動調査」、「平成26年経済センサス基礎調査」「平成28年経済センサス活動調査」

### ③野田市の商業

野田市の商業は、平成28年6月1日現在では商店数907店（飲食業は除く）、従業員数は7,748人、年間販売額は2,163億9,500万円です。

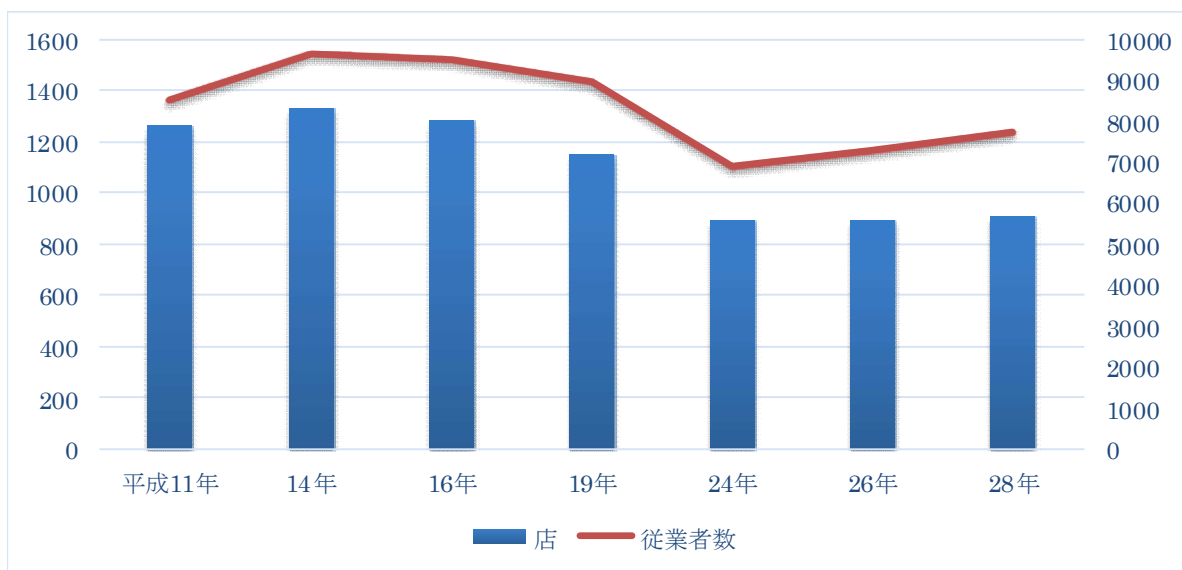
これを平成26年と比べると、商店数が増加し、従業者数は約6.20%の増加、年間販売額は約12.84%の増加となっています。

●表3：要項目別卸売業、小売業 金額単位：万円  
(平成24年2月1日現在、平成26年7月1日現在、平成28年6月1日現在)

項目	年次	平成24年		平成26年		平成28年	
		実数	実数	対24年比	実数	対26年比	
商店数	総数	894	895	0	907	1.3	
	卸売業	173	189	10.1	192	1.5	
	小売業	721	706	△1.3	715	1.2	
従業者数	総数	6,884	7,268	10.6	7,748	6.19	
	卸売業	1,037	1,248	12.0	1,567	20.3	
	小売業	5,847	6,020	10.3	6,181	2.6	
年間販売額	総数	17,251,400	18,862,100	11.0	21,639,500	12.8	
	卸売業	6,453,000	7,563,900	11.7	9,486,500	20.2	
	小売業	10,798,400	11,298,200	10.4	12,153,000	7.0	

資料：行政管理課「商業統計調査」、「平成24年経済センサス活動調査」、「平成26年経済センサス基本調査」  
「平成28年経済センサス活動調査」

●表4：卸売・小売業商店数、従業者数の推移



資料：行政管理課「商業統計調査」、「平成24年経済センサス活動調査」、「平成26年経済センサス基本調査」  
「平成28年経済センサス活動調査」

※「平成21年商業統計調査」は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、平成24年2月に実施した「平成24年経済センサス活動調査」の中で商業に関する調査事項を把握。平成26年7月1日を調査日として「平成26年経済センサス基本調査」を実施。

#### ④野田市の工業

醤油醸造業を中心に発展してきた野田市ですが、首都圏の過密化による工場再編成によって、中里、北部、南部の工業団地に大手企業等が進出し、昭和38年頃から、調和のとれた産業都市の性格を帯びてきています。

昭和58年には住工混在解消として市内中小企業者を集団化して野田工業団地が完成、その後各工業団地に金属製品、一般機械、鉄鋼を中心とする企業が進出しています。また、平成8年から分譲を開始したはやま工業団地については、県企業庁と連携し企業誘致を進めてきた結果、平成18年度をもって17区画すべての企業誘致が完了しました。

また、新たに整備が進められていました、船形地区の工業団地は、平成21年8月に最終の事業計画変更が千葉県知事より認可され、平成21年11月27日に換地処分、平成22年4月23日に解散認可、平成22年12月2日に清算の承認を得て、土地区画整理事業が完了しました。

●表5：野田市工業団地一覧

(令和5年3月1日現在)

名称	代表者	会員数	事務局
中里工業団地会	会長 大川 勝 士 (天馬(株))	27	尾崎 2345 天馬(株) (7127-2721)
野田市北部企業 連絡協議会	会長 大塚 茂 (曾田香料(株)野田支社)	12	鶴奉 7-1 野田市役所商工労政課 (7123-1085)
野田市南部工場 連絡協議会	会長 高橋 俊 将 (株)アマダウエルトテック	47	二ツ塚 95-3 (株)アマダウエルトテック (7125-6177)

野田工業団地 協同組合	理事長 飯塚真太郎 (マルシン工業株)	22	上三ヶ尾 227 野田工業団地(協) (7125-2191)
関宿工業団地 連絡協議会	会長 鈴木明 (株加貫ローラ製作所)	19	東高野 131-1 株加貫ローラ製作所 (7196-1710)

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、千葉県の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するため、当市の先端設備等の導入の促進の目標は次のとおりとする。

### ●先端設備等導入計画の認定数の目標

区分	1年目	2年目	計
認定事業者数	5	5	10

### ●市内事業所の目標

区分	令和5年度	令和6年度
市内事業所数	6,240	6,260

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。なお、労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いる。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等に直接供与される設備であるとともに、当市の産業は、業種も多様化しており、大中小と様々な企業が存在しているため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用の創出に直接結びつきにくいこと、また、自然環境の維持・保全を図るため、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限る。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当市の産業は、業種も多様化しており、市内全域に展開をしているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、業種も多様化しており、市内全域に展開をしているため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・ 市税を完納していること。
- ・ 個人にあっては、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- ・ 野田市暴力団排除条例(平成23年野田市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ・ 風営法に基づく営業の許可届け出を要する事業は対象外とする。
- ・ 反社会勢力との関係が認められる事業は対象外とする。
- ・ 宗教活動及び政治活動を目的とする事業は対象外とする。
- ・ 認定が不適切と市長が認めるときは対象外とする。